

地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 参照条文

○ 地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年五月二日法律第三十五号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九十六条第二項の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。